

**富合町の上下水道整備  
計画的に整備を進めます**

**協議第39号 上下水道事業の取扱い**

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

- 地区営水道（簡易水道）  
富合町の地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備（給水）地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。なお、合併直後の水道料金は、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぎます。
- 上下水道事業  
合併後速やかに富合町の現地調査を行い、上下水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進めます。
- 簡易水道組織・補助金  
富合町の簡易水道組織への補助金は、町営化するため廃止します。

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

**協議第40号 教育関係事業の取扱い（その3）**

- 各種大会等  
富合町で開催の町内駅伝大会や町民体育祭などは、合併特例区の事業として実施します。その後は富合地域の独自の事業として検討します。
- 各種体育施設
- 公民館の運営状況
- 公民館使用料

富合町の体育施設や公民館施設は、合併特例区の管理施設とします。

富合町の施設の使用料は、合併時に熊本市の使用料を基に統合します。ただし、富合地域の住民は、合併特例区の間は減

免・免除（現行どおり）の取り扱いとします。

- 公民館学級  
富合町の公民館学級や成人式は、合併特例区の事業として実施します。その後は熊本市の制度に統合します。
- 成人式
- 図書館の施設管理運営
- 図書館の管理等

富合町の図書館施設や図書の管理などは、合併特例区の管理施設・事業とします。その後は熊本市の制度に統合します。ただし、富合町のシステムや複写サービスの使用料は合併時に熊本市の制度に統合します。

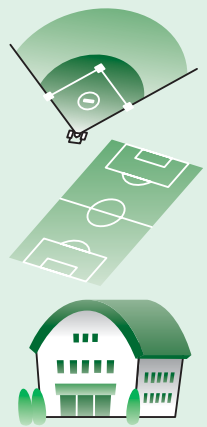
- 富合町立図書館については、合併特例区設置期間終了後、公民館図書室の取り扱いとなります。
- 図書館のサービス  
インターネット予約や移動図書館、郵送貸出などについては、熊本市の制度に統合します。
- 体育協会  
富合町の体育協会は、合併特例区の管理団体とします。その後は熊本市の制度に統合します。
- 文化協会  
富合町の文化協会は、合併特例区の管理団体とし、この期間は現行どおり継続します。

富合町の文化協会は、合併特例区の管理団体とし、この期間は現行どおり継続します。

- 学校施設一般開放管理業務  
合併時に熊本市の開放時間・料金に統合します。また、開放に必要な管理人の配置を行います。
- 熊本市学校施設一般開放  
開放日 月曜～土曜日（祝日は除く）  
開放時間 午後7時30分～9時30分  
使用料 体育館 1、400円

熊本市のみの事業であり、合併年度の次年度から富合小学校（3・4年生）に教職員を配置します。

- 運動場 1、700円
- 武道場 1、200円
- 運動施設予約・案内システム



合併時に熊本市の制度に統合します。ただし、富合地域の住民は予約受付開始日を富合地域の運動施設に限り、5年間先行予約（通常より1か月前に予約開始）を行います。

- PTA連合会他公共団体  
合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合については、随時調整を図っていきます。
- PTA連合会他公共団体への補助金  
合併後、5年間は現状どおりとします。ただし、熊本市の団体との統合した年度で補助金は廃止します。
- 少年数字級



熊本市のみの事業であり、合併年度の次年度から富合小学校（3・4年生）に教職員を配置します。

**協議第42号 その他の事業の取扱い（その2）**

○次のとおり取り扱つものとして承認されました。

- 町内自治会活動支援事業
- 地域コミュニティセンター運営・建設

熊本市のみの事業であり、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の制度に統合します。

- 行政広報施設補助金  
富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行どおりとします。ただし、町内自治会制度移行後の富合町マイク放送施設補助については、新市において検討します。

**継続審議となった項目**

**協議第34号 農林水産関係事業の取扱い（その3）**

- 土地改良事業等補助金  
熊本市の制度に統合します。ただし、富合町の運営費補助は、平成25年度まで継続するものとして提案しましたが、平成26年度以降の補助廃止について、農家の負担につながる。富合町として、これまでの経緯があり、補助継続について理解してほしいとの意見があり、継続審議となりました。

**協議第37号 都市計画の取扱い（その1）**

- 都市計画区域
- 都市計画区域区分

富合町の都市計画区域等については、現行（宇土都市計画区域）どおり新市に引き継ぐものとして提案しましたが、熊本市が政令指定都市になれば、富合地域にも市街化調整区域ができる。この件については住民の関心も高く、はっきりした説明ができるまで、もう少し協議を重ねたいとの意見があり、継続審議となりました。（第7回協議会においても継続審議となりました。）